

令和 3 年度 事業計画書

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会の 使命、経営理念、基本方針

1. 使命

みなかみ町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

2. 経営理念

みなかみ町社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス、活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自立した組織経営

3. 基本方針

みなかみ町社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

【重点項目】

1. とともに生きる豊かな地域社会づくり

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築するため、地域福祉活動内容のさらなる充実を図り、「とともに生きる豊かな地域社会」を目指します。

2. みんなが いきいき ゆとりあるまちづくり

ゆとりをもって安心して暮らせるまちづくりを推進するため、高齢者自らの健康づくりのため、健康教室等の拡充を図るとともに、地域や学校での福祉活動への啓発活動、活動への参加の機会を拡げ、認知症予防などに取り組みます。

3. なかまと つくる 安心できる まちづくり

住民参加による支え合いの活動を推進するため、ボランティア活動への支援、防災教室等を開催し、地域でお互いに支え合い、安心できるまちづくりの推進に努めます。

4. みまもり 支える 安全なまちづくり

住民の生活の安全を守るため、地域、保健・福祉・医療関係者と連携し、生活の相談、介護の相談など、相談機能の充実をはかります。また、介護事業所等関係機関と連携し、介護従事者の確保に向けた取り組みを実施します。

【主要事業】

I **法人運営部門**

1. 会務の運営

法令遵守等により適切な法人運営や事業運営を行うために、総合的な企画や各部門間、本所・支所間などの連絡調整を行い社協全体の運営・管理業務にあたります。

- (1) 理事会・評議員会を随時開催し、会務の充実と円滑な事業運営
- (2) 予算編成・執行・財務管理・人事管理・労務管理
- (3) 役職員研修の実施
- (4) 会員・賛助会員の募集及び寄付金品の受付・管理
- (5) 他の社会福祉法人との連絡調整
- (6) 事業継続計画（BCP）の策定等災害、防災対策

2. 財政基盤の強化・職員体制の整備、資質向上

安定した運営のために財政基盤の強化を図るとともに、職員の効率的な配置及び資質の向上をはかります。

- (1) 会員・賛助会員募集による自主財源の確保及び効率的な経営体制の整備

- (2) 職員の専門性の向上及び介護職員キャリアパス制度の運用
- (3) 介護福祉士等資格取得の促進対策

3. 普及啓発

- (1) 介護職員処遇改善及び特定処遇改善の継続
- (2) 働き方改革に向けた取り組みと職場環境の整備
- (3) 広報誌「ひだまり」発行及びホームページ充実

II 地域福祉活動推進部門

1. 地域福祉推進事業

- (1) 福祉情報の収集とニーズ調査及び実態把握
地域福祉事業及び介護保険事業を通じて得られる生活課題並びにニーズ調査等により、地域の実態把握に努めます。
- (2) 生活支援体制整備事業（みなかみ町委託事業）
生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制整備事業協議体と協力して地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実をはかります。
- (3) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業（みなかみ町委託事業・厚生労働省モデル事業）
ソーシャルワーカーを配置し、あんしん相談支援推進事業のさらなる強化を図り、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築するためのモデル事業である「重層的支援体制整備事業」の「地域づくりに向けた支援」「参加支援」を重点に取り組みます。
- (4) 福祉用具等貸与事業（介護用ベッド、車いす等）
介護保険が利用できない方に介護用ベッドなどを貸出します。
- (5) ふれあい・いきいきサロン設置推進事業
認知症予防、介護予防のため、地域に高齢者等の集いの場である住民主体のサロンを設置します。
- (6) 生活福祉資金貸付窓口・高額療養費つなぎ資金貸付
群馬県社会福祉協議会が実施する低所得世帯、高齢者または障害者世帯に対する貸付制度である生活福祉資金の貸付事務を行います。また、国民健康保険加入者の高額療養費の自己負担分の一部を貸し出します。
- (7) 日常生活自立支援事業及び成年後見事業の啓発活動
認知症や障害などで判断能力が不十分な人が、地域や家で自立した暮らしができるよう福祉サービスの利用や金銭管理などを支援します。
- (8) 生きる支援事業（みんなで取り組む自殺対策）
「みなかみ町生きる支援計画」に基づき、各種事業を通して生きがいづくりを推

進するほか、福祉教育事業と連携して命の大切さを啓発します。

(9) 思いやり駐車場利用証交付事務

群馬県が実施する「思いやり駐車場」の利用証の交付事務を実施します。

(10) 福祉団体等支援事業

老人クラブ連合会や身体障害者福祉協会、母子会等福祉団体の活動を支援します。

(11) 「福祉ふれあいフェスティバル」の開催

地域住民への福祉活動等の啓発を目的として「福祉ふれあいフェスティバル」を開催します（2021年10月17日予定）。

小中学生福祉作文・ポスターコンクールの表彰のほか、ボランティア活動が顕著な方へのボランティア顕彰、在宅介護者への功労者表彰、福祉活動に対しての感謝状の贈呈を行います。

2. ボランティアセンター事業（みなかみ町補助事業）

地域住民の福祉ボランティア活動の普及を目的にボランティアセンターを運営し、下記の事業を行います。

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア育成研修・養成講座の開催
- (3) ボランティアポイント制度の拡充・人材育成
- (4) ボランティア派遣の活性化
- (5) ボランティアコーディネーターの配置及び相談事業
- (6) ボランティアの啓発・普及・登録・紹介事業の充実
- (7) 視覚障害者用町報朗読テープの配布
- (8) 収集・回収事業の実施（エコキャップ等）
- (10) 障害児（者）支援事業の拡充
- (11) 災害ボランティアセンター設置運営等研修・視察・活動の実施

3. 共同募金配分金活用事業

(1) 在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で介護している方に対して、マッサージ治療等によるリフレッシュ事業を実施します。

(2) ひとり暮らし高齢者昼食会等交流事業

ひとり暮らし高齢者の昼食会を開催して交流を深め、生活範囲の拡大をはかります。

(3) 福祉作文・ポスターコンクールの実施

普段から福祉に関心を持つところを育むために、小中学生を対象とした福祉作文・ポスターコンクールを実施します。

4. 歳末たすけあい募金活用事業

(1) 歳末ひとり暮らし高齢者特別給食（歳末まごころ便）事業

ひとり暮らしの高齢者を対象に、募金した皆様の気持ちを特別給食『歳末まごころ便』として民生委員さんの協力によりお届けします。

(2) ふれあい・いきいきサロン活動助成事業

地域住民が主体となって実施する、高齢者等を中心とした集いの場としてのふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営に対して助成します。

(3) 福祉教育推進（福祉協力校助成）事業

各小中学校及び利根商業高等学校へ福祉教育に対する助成を行うほか、活動の内容を支援します。

地域・学校・家庭が連携して、福祉教育の推進を図ることを目的とした群馬県社会福祉協議会の「学童・生徒のボランティア活動普及事業（地域指定福祉協力校モデル事業）」の指定と併せて実施します。（平成31年度から令和3年度）

(4) 世代間交流事業（高齢者と中学生交流）

水上中学校の生徒とひとり暮らしの高齢者の交流会を開催します。

(5) 福祉車両貸出助成事業

みなかみ町社会福祉協議会と提携しているレンタカー業者から福祉車両を借りた場合の利用料に対して助成します。

Ⅲ 福祉サービス利用部門

福祉サービス利用部門は、町からの受託事業を中心に生活支援に向けた福祉サービスの提供、サービス利用の援助や地域での相談、支援活動、情報提供、連絡調整など、下記事業を行います。

(1) 心配ごと相談・法律相談の定期実施

人権擁護委員、民生委員児童委員、行政相談員による心配ごと相談所と弁護士による法律相談所を開設します。

(2) ひとり暮らし高齢者給食宅配サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に、週1回お弁当をお届けします。

(3) 自立支援型ホームヘルプサービス

一人で生活することが困難な方に週に1回程度家事支援等を行います。

(4) 総合相談支援事業（在宅介護高齢者支援総合窓口、居宅介護支援事業所対応）

居宅介護支援事業所等で各種相談に応じます。

(5) 地域自立生活支援事業

- ① 高齢者温泉活用交流事業・交流と運動を目的に地区ごとに月に1度旅館等で開催します。
- ② 健康教室・運動を目的に月に1度公民館等で開催します。
- ③ 認知症カフェ・認知症予防を目的とした茶会を週に1回開催します。

のぞみ館会場：毎週水曜日午後2時から4時

ふれあい交流館会場：毎週木曜日午後2時から4時

④ 送迎付き健康教室・・・生活機能訓練を目的に開催します。

⑤ 介護予防サポーター活動支援事業

地域で活躍するための知識や運動等を学ぶための講演、研修会等を開催します。

連絡協議会：年6回

会場：みなかみ町保健福祉センター

(6) みなかみ町高齢者等紙おむつ支給事業

紙おむつの購入金額の4分の1の額を助成して販売します。

(7) 地域包括支援センターの運営（みなかみ町委託事業）

地域包括支援センターを受託し、下記事業を実施します。

- ・総合相談支援事業
- ・介護予防サービス支援計画事業・介護予防支援事業
- ・権利擁護事業（高齢者支援ネットワーク・成年後見制度利用支援事業）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業

(8) みなかみ町立水上児童館の運営（みなかみ町指定管理運営業務）

- ・遊びを通し心身の健康の増進、情操を豊かにできるような育成活動を行います。
- ・遊びの中で考え、決断し、行動し、責任をもつという自主性・社会性・創造性を身につけられるよう、個々のペースに応じ援助支援を行っていきます。
- ・子育て中の親同士の情報交換の場の提供、相談内容に応じ福祉サービス等の紹介も行っていきます。

(9) みなかみ町保健福祉センターの管理（みなかみ町指定管理運営業務）

- ・地域住民誰もが利用でき、地域住民同士の社会的なつながりの希薄化や生活課題の複雑・多様化が進んでいる中、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのために、小地域を基礎とした近隣の見守り・助け合い活動や福祉ニーズの発見・把握・災害時の対応など地域の拠点施設として管理運営を行います。

IV 在宅介護サービス部門

在宅介護サービス部門は、介護保険法や障害者総合支援法の指定事業者としての介護サービス、障害福祉サービスなどの多様な在宅介護サービスを提供します。

1. 居宅介護支援事業

(1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく介護予防ケアマネジメント業務

ケアマネジャー（介護支援専門員）が要介護認定等を受けた利用者の依頼を受け、利用者、家族の心身の状況及び生活に対する意向や要望等を面談にて把握し、複数事業所の紹介や説明をした上でケアプラン「居宅サービス計画書」を作成し、各種福祉サービスをはじめ保健医療サービス等を適切に利用できるよう、他機関との連絡調整を行います。

【事業所の名称及び所在地】

- ・みなかみ社協ケアプランセンター（みなかみ町新巻 301 番地 1）
- ・水上居宅介護支援事業所（みなかみ町阿能川 1059 番地 1）

2. 訪問介護事業等

- （1）介護保険法に基づく訪問介護事業
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス
- （3）障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- （4）みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス（受託事業）

上記の事業で、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、身体介護または生活援助のサービスを提供します。

- （5）福祉有償運送事業

（1）～（4）のサービスに合わせて一人で移動することが困難で一人でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を病院等へ送迎します。

【事業所の名称及び所在地】

- ・みなかみ社協ヘルパーステーション（みなかみ町新巻 301 番地 1）

3. 通所介護等事業

- （1）介護保険法に基づく通所介護事業
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス
- （3）障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護事業

3カ所の通所介護事業所において、健康チェック、入浴、食事、機能訓練、余暇活動等の日常生活上の介護を行い、心身機能の維持、回復をはかります。

【事業所の名称及び所在地】

- ・デイサービスセンターほたるの苑（みなかみ町月夜野 118 番地）
- ・水上デイサービスセンター（みなかみ町阿能川 1059 番地 1）
- ・新治ふれあいセンター（みなかみ町新巻 301 番地 1）

4. 就労継続B型事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（就労継続B型事業）で、年齢や体力など雇用契約を結んで働くことが困難な障害をお持ちの方等が、軽作業などの就労訓練を行うことができる福祉サービスです。就労訓練の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の維持や向上が期待されます。

- ・ 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援します。
- ・ 平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3,000円程度）を上回ることが事業者指定の要件です。
- ・ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表します。
- ・ 利用期間の制限はありません。

【事業所の名称及び所在地】

障害福祉サービス事業所 ぴっころ（月夜野 644 番地 2）

V 公益事業部門

公益事業部門は、多様な福祉ニーズに基づき、社会福祉事業に支障のない公益性の高い事業を町・県から受託し事業を運営します。

1 生活困窮者自立支援事業（群馬県委託事業）

生活全般にわたる困りごとの相談窓口となり、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

必須事業

（1）自立相談支援

どのような支援が必要か、相談者と一緒に考え具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

・ 就労支援

就労するための支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行います。

・ 生活支援

お金や住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行います。

（2）住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

2 子どもの生活・学習支援事業（群馬県委託事業）

（1）居場所の提供

子どもたちが安心して過ごしながら学ぶことができる場所を提供し、基礎学力の定着・社会性・将来の進路選択の幅を広げられるようサポートします。

(2) 生徒等の生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上

「勉強を教わる」のではなく、「勉強の仕方を学ぶ」ことで自主的に学習計画を立てられるようになり、自ら主体的に学習する習慣が身につくようにサポートし、家庭での学習習慣の定着や勉強への苦手意識の克服を目指します。

(3) コミュニケーションを育む

5教科の学習だけでなく、ゲームやサークル対話などを通して、意欲・社会性・コミュニケーションを育むカリキュラムも教室内で取り入れ、夢や目標を持つこと、他人を思いやれる心や、自分の意見を周りに伝えられる力を身につけることを目指しています。